

文京区バリアフリー基本構想推進協議会区民公募委員募集要領

26文都都第600号 平成27年3月25日 部長決定
28文都都第12号 平成28年4月6日 部長決定
2024文都都第1285号 令和6年12月3日 部長決定

(目的)

第1条 この要領は、文京区バリアフリー基本構想推進協議会を構成する委員のうち、区民の中から公募により決定する委員（以下「区民公募委員」という。）の募集に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(区民公募委員の数)

第2条 区民公募委員の数は、4人以内とする。

(応募の資格)

第3条 区民公募委員に応募することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) バリアフリーに関心があり、区の区域内の在住者、在勤者、在学者等であつて、満18歳以上の者
- (2) 応募の時点において、区職員、区議会議員又は2以上の区の審議会等（区の附属機関又は区長の私的諮問機関として設置されている会議をいう。）の委員でない者。ただし、区民公募委員の就任時に当該審議会等委員の兼任が解消していることが明らかである者は、この限りでない。

(募集方法)

第4条 区民公募委員の募集については、区ホームページ又は区報ぶんきょうに掲載することにより行う。

(応募方法)

第5条 区民公募委員に応募しようとする者は、任意の様式に住所、氏名、年齢、電話番号及び応募動機等の必要事項を記載した申込書類により、区長に申し込まなければならない。

(選考)

第6条 区長は、前条の規定により応募した者について、申込書類等及び面接により選考し、その結果について、応募した者全員に通知する。

2 前項に規定する選考の方法については、別に定める。

3 区民公募委員となった者の応募動機について、文京区情報公開条例（平成12年3月文京区条例第4号）第5条の規定による公開の請求があった場合は、氏名を入れて公開するものとする。

（委任）

第7条 この要領の施行について必要な事項は、都市計画部長が別に定める。